

## 構造改革特別区域計画

### 1. 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

青森県下北郡東通村

### 2. 構造改革特別区域の名称

東通村「わが村の先生制度」特区

### 3. 構造改革特別区域の範囲

青森県下北郡東通村の全域

### 4. 構造改革特別区域の特性

東通村は、本州最北端青森県下北半島の北東部に位置し、東側は太平洋、北は津軽海峡に面し、西側は、下北地方の中心地であるむつ市、横浜町と接し、南北に細長い形状をした地域である。面積は、294.36平方キロメートルで、東京都の区部の約半分ほどの広さである。森林原野が約80%を占め、海岸線は、北東端の尻屋崎を挟んで、津軽海峡と太平洋に面して約60kmにも及び、太平洋岸には、幅約1km長さ10km以上にわたる猿ヶ森砂丘が広がるなど、豊かな自然に恵まれた地域で、独自の景観を形成している。

明治22年の町村制施行以来、村内に中心地がないところから、隣町に役場庁舎を置く、全国でも珍しい自治体であった。昭和63年に、村内砂子又に役場庁舎を移転し、中心地として整備が始まったが、現在約8千人ほどの人口は、村内大小29の集落に散在している。そのため、平成16年度においては、小学校は16校、中学校は6校と人口の割には学校数が多く、内4校は小学校と中学校の併置校であり、さらに9校は複式学級を伴う極小規模校であった。

また、村には義務教育後に進学する高等学校はなく、大学や短大などの高等教育機関も、村から通える距離にはない。そこで、村では高校の通学バスの支援や大学進学奨学制度を設けるなど、義務教育以外での教育環境の改善にも長い間努めてきた。

このような本地区において、学校は地域のコミュニティの中心としての意義が非常に大きく、子どもたちにとっては、豊かな自然と温かな人間関係の中で、のびのびと学習できるすばらしい環境であった。しかし、高校進学や高等教育機関へ進むための学力に関しては、多くの子どもたちにとって、決して恵まれた教育環境とは言えない状況である。

事実、平成16年度の小学校5年生と中学校2年生に実施されている青森県学習状況調査では、ほとんどの教科で県の通過率を下回るという、残念な結果が出ている。

そこで、本区域では教育環境の整備のため、今年4月に児童数の減少の続く小学校11校を統合し、中心地区に東通小学校を開校した。併せて、統合された小

学校と併置の中学校3校も中心校に吸収合併した。さらに、現在3校ある中学校も、平成20年度の開校を目指して、統合のための事業を進めるなど、教育環境の充実を目指して取り組んでいるところである。

また、昨年度、「21世紀東通村教育デザイン検討委員会」に当村での教育の在り方を諮問し、「東通村総合教育プラン『教育環境デザイン21』報告書」の答申を受けた。本年度からは、実施主体を教育委員会に移管し、教育環境の充実に努めている。報告書では、「21世紀の国際的リーダーとして村をリードする次世代の優秀な人材の輩出。」「子供を持つ世帯にとって魅力的であり、かつ先進的な教育の村として名声を確立し、定住志向を高め、県内外からの移住取り込みを図る。」という2点を目標として掲げている。さらに、目標達成のためには、「保護者・住民が深く学校教育に参画し、教育に対する気運が醸成され、保護者・住民・学校・教育行政が一体となって取り組んでいくことが必要である。」と提言している。

村ではこの提案を基に、幼稚園・保育所等の幼児教育から、小学校・中学校の義務教育までの一貫教育の中で、村独自の教育活動を展開し、学力の向上と個性の伸長を図りながら、総合的な教育環境の充実を積極的に進めているところである。

#### 5. 構造改革特別区域計画の意義

本村は、昭和40年に原子力発電所の誘致を決め、今年度東北電力1号機が運転を開始する予定である。さらに東北電力1基、東京電力2基の建設計画が進行しており、村は原子力エネルギー施設との共生による発展を進めている。

また、全国的に市町村合併が進んでいる中、当村は1万人足らずの人口ではあるが、他市町村との合併をしないで、単独の道を選択し進むこととなった。

このような状況で、地理的にはあまり恵まれない当村が発展していくためには、住みよい環境作りが最も大切であると考ええる。特に、原子力発電所などに代表されるように、小さな村においても高度技術化の進む中で、子どもたちが様々な科学技術に関心を持ち、立派な国際人として、夢を持って活躍できる力を育む教育環境を整備することは、欠かすことのできない条件である。

本村の児童生徒の現状から平成16年度に報告された「東通村総合教育プラン」では、学力の向上や個性の伸長を図るための30のデザイン(施策)が提案されている。村では、この報告の内容を基に、基本計画・実施計画の策定に取り組んでいる。この中には、少人数学級やTT指導の推進等、村独自の教諭公募による教員の加配に関する提言があり、村としても今年度から村費負担非常勤講師を村内小学校に配属するなどの取組を始めている。さらに、今年の10月からは、中学校3校にも村費負担非常勤講師を配属し、TT指導や習熟度別学習など、より個に応じた教育活動の展開を進めるなど、教育環境の充実に努めている。しかし、せっかくの村費負担の加配教員も非常勤であるために、部活動の指導や研修や会議への参画など、十分な仕事が行えない状況にある。さらに、勤務時間が限られるために、授業時間外に児童生徒と共に活動することで得られる信頼関係が

構築しづらいなど、教育活動の面では非常に不利な条件となっている。

このように、これまで極小規模校での生活に慣れた子どもたちに対して、学習や生活面での助けになるようにと配置した村費負担教員も、持てる力を十分に発揮できない状態にある。そこで、村費負担教職員任用の特例を活用することで、生徒指導面や校務分掌などにも、存分に力を発揮できる常勤の講師を加配し、教育環境の充実を図りたい。このような教員の加配は、単にＴＴ指導や習熟度学習、小学校での教科専任制など、より個に応じた学習活動や質の高い教育活動が展開できるだけでなく、児童生徒がより多くの教員に見守られながら、安心して学習活動に取り組める教育環境の構築につながる。

学力の向上を目指しながら、中学校の１校統合や、小学校統合などを控える当村においては、学習指導の充実と生徒指導の充実は不可欠であり、たいへん意義のある取組みになると考えている。

## 6. 構造改革特別区域計画の目標

村の教育環境の充実を図ることで、「２１世紀の国際的リーダーとして村をリードする次世代の優秀な人材の輩出」と「子供を持つ世帯にとって先進的・魅力的な教育の村として確立する。」ことが、本特区計画の目標である。さらに、計画を推進することにより、村人の定住志向を高めると共に、県内外からの移住取り込みを図り、村の活性化につなげていきたい。

本特区による具体的な目標としては、

(１) 少人数指導と教科担任制を実施し、学力の向上を図る。

平成１８年度には、中学校３校に４人を配置し、ＴＴ指導や習熟度別学習を展開する。また、放課後活用の学習等にも、少人数指導を行い生徒の実態に応じた学習を支援し、意欲と学力の向上を図る。２０年度の中学校統合時には、そのまま４人を配し、学校規模が大きくなっても、一人一人の生徒を大切にしたい、きめ細かい学習活動ができるように少人数学級編成とする。

小学校では、中心地の統合小学校を教科担任制の研究校として、２人の教員加配を行い、当村で目指す小中一貫教育のための教育課程の開発と、学力の向上を図る。

(２) 教員の増員により、児童生徒理解と教育の質の向上を図る。

学力の向上の前提として、向上心や忍耐力など子どもたちの気持ちの問題が大きく関わってくる。やる気のないところに、課題だけ与えても逆効果である。そこには、学校・学年・学級運営の善し悪しが大きく関わり、その根幹をなすものは、生活指導や生徒指導である。

今年度実施した村費負担の加配教員は非常勤であり、勤務時間や校務分掌等において持てる力を十分発揮できない状態にあった。さらに、このことは児童生徒と共に活動することで得られる信頼関係など、生徒指導面などで非常に不利な条件となっていた。

平成２０年度に統合予定の３つの中学校は、それぞれ過去に「荒れた」と言われる時期があった。現在は３校とも落ち着いてはいるものの、統合をきっかけに

生徒指導上の問題が出てくるのではないかと懸念する声も大きい。そこで、村費負担常勤教員を、18年度から中学校3校と統合小学校に加配することで、深い児童生徒理解に基づいた教育活動を展開し、児童生徒一人一人が意欲を持って学習活動できる環境としたい。

さらに、本地区のような小規模校では、校務分掌などにも責任を持って担当できる常勤教員が1人でも多く配置されることで、個々の教員の事務分担の軽減を図ることができる。それに伴い教育の質の向上が図られ、子どもたちの学力向上へつなげる事ができると考える。

(3) 公募制をとり、情熱ある教員を一人でも多く配置し、教育の質の向上を図る。

青森県の中でも赴任希望の少ないと思われる当村において、17年度非常勤講師を公募したところ、県内各地から予想以上の受験希望があった。

常勤の村費負担講師であれば、県費負担の教諭と全く同じように、多くの面で責任のある立場での勤務となる。そのような、教員を平成18年度から公募により採用する。村費の教員としての自覚を持ち、主体的に村の教育に携わろうという、情熱を持った教員を採用できるのではないかと考える。

このことは、県の人事異動により村の教育に携わる県費負担教員にとって、非常によい刺激となり、教育現場の活性化につながるものと考ええる。

さらに、責任ある教員を公募する際、学校や保護者・地域の人たちの参画等も検討し、村全体の教育に対する関心を高めていきたい。

## 7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

本地区では、大規模な学校統合により、今までのような地域の学校という良さが薄れることは、致し方ない状況である。しかし、本計画の実施により、多くの大人に見守られた教育環境を築き、子どもたちが安心して、のびのびと質の高い学習活動を展開することができる。これにより、学力向上はもとより、スポーツ面や文化面でもその子の個性を最大限伸ばしていけるものと考ええる。

また、都会とは違う、村の良さを生かした、特長ある学習活動が展開される事により、地域住民の教育に対する関心が高まり、子どもを持つ世帯にとって魅力的な教育の村としてのイメージを確立できると考える。

教育の成果は、直ぐに現れるものではないが、構造改革特別区域計画事業を進め、教育の村として確立することで、定住志向を高め、移住取り込みも進み、地域の発展につながると考える。

## 8 特定事業の名称

810 市町村費負担教職員任用事業

## 9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

( 1 ) 教育プラン策定・推進事業

教育環境総合プランを基に、教育環境充実のための基本計画・実施計画の策定を行う。その中で、ITを活用した情報教育やeラーニング導入の検討を進める。また、国際社会で活躍できる人材を育てるための外国語教育の推進や東通村を愛する心を育てるふるさと教育の推進等を図る。

( 2 ) 幼・小・中一貫教育推進事業

幼・小・中の一貫した教育を目指す。時間的なゆとりの中で充実した教育活動が展開できるように、平成18年度は小・中一貫教育学習課程の編成の検討を行うなど、実施に向けた推進を図る。

( 3 ) 幼・小・中学校統合推進事業

教育環境の充実を図るため、また、幼・小・中学校の一貫教育を推進するために、幼・小・中学校の統合を検討し、推進する。

## 別紙

### 1 特定事業の名称

810 市町村費負担教職員任用事業

### 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

青森県東通村教育委員会

### 3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定の日

### 4 特定事業の内容

#### (1) 事業に関与する主体

青森県東通村

#### (2) 事業が行われる区域

青森県東通村

#### (3) 事業の実施期間

構造改革特別区域計画認定の日から

#### (4) 事業により実現される具体的内容

村費負担により常勤講師を公募により採用し、小・中学校に加配教員として配置する。小学校においては、教科担任制や学級副担任制、中学校においては、習熟度別学習やTT指導など、よりきめ細やかな指導による教育活動の充実を図る。

平成18年度は、統合小学校に2名、各中学校に4名配置予定。平成19年度も、同人数を予定。平成20年度は、中学校統合と小中一貫教育実施に向け、小学校4人、中学校4人、小中兼務2名を予定。

### 5 当該規制の特例措置の内容

#### (1) 規制の特例措置の必要性

本区域には高等学校がなく、大学などの高等教育機関も通える距離にはないため、教育に対する関心等も他地域に比べると全体的に低いものとなっている。村では高校通学バスの援助や奨学制度を設けるなど、進学率の向上のための努力をしてきた。しかし、進学に関する教育環境としては恵まれたものとは言えない。県学習状況調査においても、ほとんどの教科で県の通過率を下回っており、学力に関して大きな課題を抱えている。

昨年度「21世紀東通村教育デザイン検討委員会」より「東通村総合教育プラン『教育環境デザイン21』報告書」の答申を受た。子どもたちが

夢を持って学習し、夢を叶えられる教育ができる村を目指して、教育環境の充実に努めているところである。

その中の重要施策としては、幼・小・中一貫教育により教育効果を高め、学力の向上を図ることである。激しい少子化により極小規模となった学校の多い当村において、適度な競争意識の醸成や多様な教育活動の展開、より豊かな人間関係の構築など、よりよい教育環境とするためには、学校統合は避けては通れない課題である。小学校は、平成16年度に11校統合を実施し、村中心地区に統合小学校を開校した。また、中学校も平成20年度開校を目指して、村内1校の統合を進めている。さらに、小学校も村内1校とする統合や、幼稚園等の統合も現在検討している。統合にあたっては、中学校を小学校に隣接して建設するなど、一貫教育の推進を根幹に置いて進めている。

しかし、極小規模の学校での学習活動に慣れた児童生徒にとっては、学校統合は、全ての面において良い方向であるとは言えない。今までと違った多人数での学習や大きな集団での学校生活は、学習の戸惑いだけでなく、疎外感を覚える子など、精神面での影響が非常にあると思われる。そこで、学校統合と学力向上を並行して進めなければいけない本地区においては、児童生徒の実態に応じた学習活動の展開と、深い児童生徒理解による、きめ細かな積極的生徒指導が必要となる。

そこで、今年度から村費負担の非常勤講師を公募により加配したが、現行制度の非常勤の教員では、勤務時間や校務分掌等での制約を受け、学校での研修・会議への十分な参画や放課後の部活動指導ができないなど、存分に力を発揮できる勤務態様ではない。さらに、授業以外の時間を通して児童生徒と活動ができないため、子どもたちとの信頼関係を築くことが非常に難しい状態にある。

そこで、本申請により市町村費負担教職員給与負担法の特例を導入し、県が給与等を負担すべき常勤教員の配当定数を超える教員について、その給与等を村が負担して任用しようとするものである。

## (2) 規制の特例措置の内容

小学校においては、統合小学校を村指定の研究校として、高学年の教科担任制を行うために常勤の講師を加配する。教科を専門的に指導することで、より質の高い学習活動を展開し、課題となる学力の向上を図る。さらに、当村で目指す小中一貫教育推進のために、一貫教育での教科担任制のあり方や教育課程の開発にあたる。

中学校においては、平成18年度は常勤講師の加配により、TT指導や習熟度別学習、放課後活用の少人数指導などを行い、生徒の実態に応じた学習活動を展開し、生徒の学習意欲と学力の向上を図る。平成20年度の中学校統合では、各校にそれぞれ加配していた常勤講師を統合中学校に加配することで、25人程度の少人数学級編成を実施し、統合前と同じよう

なきめ細かい学習指導やT T指導や習熟度別学習など、様々な学習形態により学力の向上を図る。

生活指導や生徒指導がしっかりしていなければ、学習意欲が高まることはなく、学力向上などあり得ない。また、子どもたちの意欲を育てるためには、教科学習以外でも多くの成就感が持てるような活動を展開することが大切である。しかし、統合により、子どもたちの精神面はたいへん不安定になると予想される。そこで、学校教育全般に渡って指導ができる常勤講師を加配により、特別活動や部活動などにおける多様な活動と深い児童生徒理解に基づいた生徒指導を行い、児童生徒の充足感を促し、意欲ある教育活動の展開を図る。

さらに、勤務面等で県費負担と遜色のない常勤講師を公募により採用する。公募することで、地理的にも恵まれているとは言えない当村の教育に主体的に関わろうとする情熱ある人材を、教員として採用できると考えている。これにより、学校教育現場の活性化と、村全体の教育に関する関心を高め、教育環境の向上を図る。